

燕・弥彦総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
燕・弥彦総合事務組合同規約（平成18年1月6日新潟県市町村第1351号
許可）を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月 2 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

燕・弥彦総合事務組合理約の一部を変更する規約

燕・弥彦総合事務組合理約（平成18年1月6日新潟県市町村第1351号）の一部を次のように変更する。

第10条第3項中「弥彦村長」の次に「及び燕市副市長」を加える。

第11条中「長」の次に「及び副市長」を加える。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。